

富田林市子ども・子育て支援事業計画(素案)の修正について

修正項目	<p>(P 40)</p> <p>第3章4教育・保育の一体的提供および円滑な利用の促進</p> <p>①教育・保育の一体的提供の推進</p> <p>ウ 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的考え方およびその推進方策</p>
修正理由	<p>保育現場の人材育成・確保、また、保育士の教育に努めてほしいとの意見を受け、人材確保の推進方策についての文書を追加しました。</p>
修正前	<p>○特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。</p> <p>○また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業など）は、現在本市にはありませんが、開設された場合には特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。</p>
修正後	<p>○特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。</p> <p>○また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業など）は、現在本市にはありませんが、開設された場合には特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。</p> <p><u>○教育・保育サービスの質を向上するために、職員研修を積極的に行うとともに、民間施設の職員の処遇改善に努めるなど、職員の確保を進めます。</u></p>

富田林市子ども・子育て支援事業計画(素案)の修正について

修正項目	<p>(P 5 5)</p> <p>第3章5 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量</p> <p>⑩病児保育事業（病児・病後児保育）</p> <p>【病児保育事業（病児・病後児保育）に対するサービスの提供量と提供体制】</p>
修正理由	<p>病児保育の充実と病児・病後児保育事業の導入についての意見を受け、表現の一部を修正しました。</p>
修正前	<p>○病児保育事業（病児・病後児保育）のニーズ量の見込みは、ほぼ実績に近い数で算出したため、現状の提供体制を継続することで、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えますが、今後の利用推移や保護者意向などを把握しながら、必要に応じた対策を検討することとします。</p> <p>○病児保育については、病後児保育以上に医療機関との密接な連携が必要となることから、診療科目に小児科を有する病院などへの働きかけも含めて、今後検討する必要があります。</p>
修正後	<p>○病児保育事業（病児・病後児保育）のニーズ量の見込みは、ほぼ実績に近い数で算出したため、現状の提供体制を継続することで、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えますが、今後の利用推移や保護者意向などを把握しながら、必要に応じた対策を検討することとします。</p> <p>○病児保育については、病後児保育以上に医療機関との密接な連携が必要となることから、診療科目に小児科を有する病院などへの働きかけも含めて、<u>今後優先的に検討する必要</u>があります。</p>

富田林市子ども・子育て支援事業計画(素案)の修正について

修正項目	<p>(P 58)</p> <p>第3章5 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量</p> <p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>
修正理由	<p>利用者の負担をできるだけ軽減してほしいとの意見を受け、文章の一部を修正しました。</p>
修正前	<p>○新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。</p>
修正後	<p>○新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされていますが、<u>これ以外に施設事業者が行う実費徴収について、必要に応じた補足給付のあり方を検討</u>します。</p>

富田林市子ども・子育て支援事業計画(素案)の修正について

修正項目	<p>(P 58)</p> <p>第3章5 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量</p> <p>⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>
修正理由	<p>新規参入可否について、営利目的ではなく、子どもの安全・安心・成長を守れる事業者か、また、事業の妥当性、持続性の判断基準を明確にするべきとの意見を受け、文章の一部修正と新たな文章を追加しました。</p>
修正前	<p>○事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として事業者と協議を行います。</p>
修正後	<p>○事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の<u>運営・施設基準などを含む</u>妥当性や持続性などを主な観点として事業者と協議を行います。</p> <p>○<u>新たに事業を開始する事業者に対しては、利用者が不利益とならないことと、円滑に事業が実施できるよう、市が調整、相談、助言などの支援をします。</u></p>